

横浜市地産地消に関するイベント出店支援事業実施要綱

制定 令和6年3月26日 環創農振1399号（局長決裁）
最近改正 令和8年8月1日 み農振第433号（局長決裁）

（目的）

- 第1条 この要綱は、「横浜みどりアップ計画」に基づき、マルシェ等のイベントに対する市内産農畜産物を活用した事業者の出店を支援する横浜市地産地消に関するイベント出店支援事業（以下、「出店支援事業」という。）に関して必要な事項を定めることを目的とする。
- 2 この出店支援事業は、農業者、地産地消に関する事業を実施する個人事業主、中小企業、市民団体等を対象として、多くの市民が来場するマルシェ等のイベントで市内産農畜産物をPRすることで、身近に農を感じ、横浜の農への理解を深めるきっかけをつくることを目的とする。
- 3 取組にあたっては、緑の多様な機能を生かし、みどり豊かな美しい街を実現するとともに、脱炭素社会の実現と GREEN×EXPO 2027の共感につなげるものとする。

（定義）

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
- (1) 地産地消 横浜市内で生産された農畜産物（以下「農畜産物」という。）やその加工品を主に地域で消費することをいう。
- (2) 事業者 常勤者が1人以上おり、中小企業基本法第2条で定義された中小企業者、事業協同組合及びこれらに準ずると認められる個人事業主、団体等並びに特定非営利活動法人をいう。
- (3) 開催主体 事業者が出店するイベントの開催・運営を行う者

（支援及び対象者）

- 第3条 出店支援事業は、第4条第1項に該当するイベントに市内産農畜産物を活用した地産地消に取り組む事業者が出店する場合、当該賃借料相当分を予算の範囲内で横浜市が開催主体に対して支払うものである。
- 2 この事業で出店支援を行う事業者は、次のすべての要件に該当するものとする。
- (1) 市内に本社や事業所、耕作地を有し、市内で活動を展開していること。
- (2) 横浜の農業・農畜産物のPRや地産地消に寄与する事業に自主的に取り組むものであること。
- (3) 市税を滞納していないこと。
- (4) 農業者である場合に当たっては、次のいずれかに該当し、農業経営を行う世帯の構成員又は法人等であること。
- ア 市内に農地を所有する者。なお、農地は現況の利用状況で判断し、地目等には左右されないものとする。
- イ 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条、同法附則第9条、同法附則第10条、農地法第3条又は都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条のいずれかに基づく賃借権又は使用貸借権の設定（以下「賃借権

等の設定」という。)を受け、市内の農地を耕作する者

ウ 横浜市内において、牛1頭以上、豚15頭以上又は鶏100羽以上を飼養し、その農業生産物を販売している個人又は法人

(5) 農業者ではない場合に当たっては、次のいずれかに該当すること。

ア はまふうどコンシェルジュ及びはまふうどコンシェルジュが役員等（法人である場合はその役員、その支店又は営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者をいい、法人以外の団体である場合は代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）である団体及び法人。

イ よこはま地産地消サポート店

ウ 地産地消ビジネス創出支援事業の補助対象事業者

エ その他市長が別途定めるもの

3 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者を除く。

(1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「法」という。）

第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

(2) 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

(3) 役員等が暴力団員である者、又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者

(4) 自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者

(5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者

(6) その他暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者

（事業対象となるイベント）

第4条 出店支援事業の対象となるイベントは、市と開催主体が連携して地産地消の情報発信・PRに取り組み、次の各号全てに該当するものとし、別途市長が決めるものとする。

(1) 市内で実施するもの

(2) 原則として年度内に3回以上、計画的に同じ会場で開催されるもの

(3) 1回の開催につき500人程度の来場者が見込まれるもの

(4) イベントの開催に必要な関係法令の届出・申請を開催主体が責任を持って行うもの

(5) 第3条第2項で定める要件を満たし、支援対象となった者のブースにおいて、横浜農場ののぼりや横断幕などの販促物による地産地消のPRが可能であること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するイベントは除く。

(1) 国又は地方公共団体の主催するイベント（ただし、国又は地方公共団体が他団体と共催する事業であって、かつ財政支出を伴わないものを除く。）

(2) 政治的、宗教的なイベント

(3) 専ら開催主体の営利を目的としたイベント

(4) 公の秩序又は善良の風俗を害し、又は害するおそれがあるイベント

(出店者の募集)

第5条 市長は、出店支援事業を利用して出店が可能なイベントについて、日時、申出期限、イベントで利用できる什器や備品、出店条件等の必要事項を明記し、出店希望者を募集する。

(申出)

第6条 イベントへの出店を希望する事業者は、原則申出期限までに、次の各号の書類を市長に提出しなければならない。ただし、申出期限までに出店数の上限に達しなかった場合、市長は追加で申出を受けることができるものとする。

- (1) 出店希望申出書（第1号様式）
- (2) 定款、規約、会則等（個人の場合は不要）
- (3) 会員名簿・役員名簿（個人の場合は不要）
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項による申出があった時は、適正な書類審査により第3条第1項に定める出店支援について、申出者に通知（第2号様式）をするものとする。

(出店者の責務)

第7条 前条の規定によりイベントに出店する事業者は、出店時に次の全てを満たすものとする。

- (1) 市内産農産物又は市内産農畜産物を活用した商品を販売する。
- (2) 市長が別に定める資材等を活用し、地産地消のPRを行う。
- (3) 販売に必要な全ての関係法令の届出・申請を出店者自身が行い、その法令等を遵守する。
- (4) 出店支援事業による出店で発生した事故及び商品の販売に起因する全ての事項について、出店者が責任を負うものとして市に対して賠償等の請求はしない。
- (5) 横浜みどりアップ計画の広報及び横浜農場のプロモーションのため、本市から写真提供等の要請があった場合には協力をする。
- (6) 出店支援事業によりイベントに出店した事業者は、イベント終了後7日以内に出店報告書(第3号様式)を作成し、市長に提出するものとする。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、みどり環境局長が定める。

附 則

この要綱は令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は令和8年8月1日から施行する。

横浜市長

氏名

(法人の場合は、名称・代表者の職・氏名)

年度「横浜みどりアップ計画」に基づく横浜市地産地消に関するイベント出店支援事業を利用したイベントに出店を希望するので、次のとおり申し出ます。なお、出店にあたっては、横浜市地産地消に関するイベント出店支援事業要綱を遵守します。

出店を希望する イベント名称	
イベント開催主体名	
希望する出店年月日	
出店時の店舗名	
電話番号	
出店内容 ※チェックを入れてください	☐ 野菜 ☐ 果物 ☐ 花き ☐ 市内産農畜産物を使用した加工品 ☐ その他（ ）
出店者の分類 ※チェックを入れてください	☐ 農業者 ☐ はまふうどコンシェルジュ及びはまふうどコン シェルジュが役員等である団体及び法人 ☐ よこはま地産地消サポート店 ☐ 地産地消ビジネス創出支援事業の補助対象事業者 ☐ その他市長が別途定めるもの
今後希望する連絡手段 ※チェックを入れて連絡先を 記載してください。	☐ Eメール（ ） ☐ 郵送（ ） ☐ ファクス（ ）
備考	

第2号様式（第6条第2項）
「横浜みどりアップ計画」

第 号
年 月 日

横浜市地産地消に関するイベント出店支援事業実施承認・不承認通知書

住所（所在地）

（団体名）

（代表者）氏名 様

横浜市長

年 月 日に申出のありました「横浜みどりアップ計画」に基づく横浜市地産地消に関するイベント出店支援事業の実施について承認・不承認します。

出店イベント名称	
イベント開催主体名	
出店年月日（又は期間）	
出店時の店舗名	

担当 局 課

電話：

FAX：

横浜市長

(法人の場合は、名称・代表者の職・氏名)

年度「横浜みどりアップ計画」に基づく横浜市地産地消に関するイベント出店支援事業を利用したイベントに出店しましたので、次のとおり報告します。

出店をしたイベント 名称	
イベント開催主体名	
出店年月日	
出店時の店舗名	
出店内容 ※チェックを入れてく ださい	☐ 野菜 ☐ 果物 ☐ 花き ☐ 市内産農畜産物を使用した加工品 ☐ その他（ ）
横浜農場の PR	☐ のぼり旗 ☐ 横断幕 ☐ チラシ等の配布（はまふう どナビ、横浜農場チラシ等） ☐ その他（具体的に： ）
販売者数	名 売上金額 円
購入者・来場者の感想	
添付書類	☐ チラシ等イベントの広報物（主催による配布がある場合） ☐ 当日の様子がわかる写真
備考	